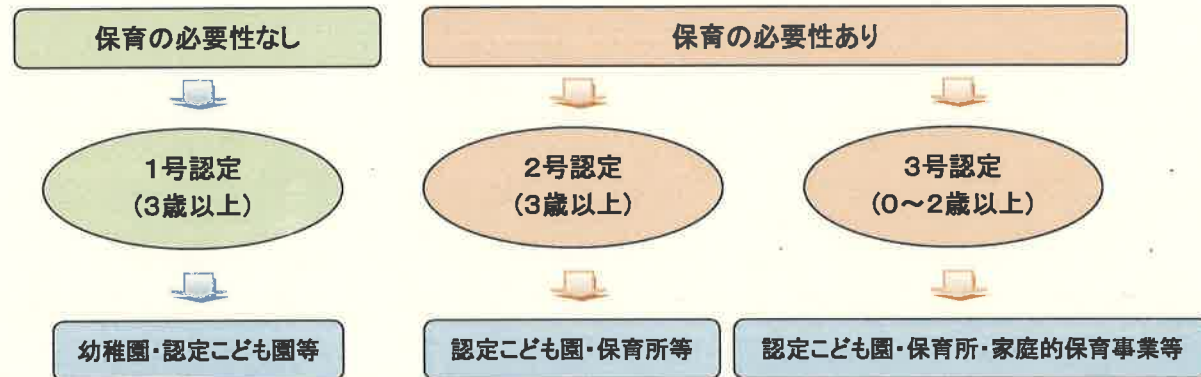


1 保育の必要性の認定に関する基準(案)について

新制度では、保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき家庭の状況や子どもの認定区分等に応じた保育の必要性を認定し、保護者は認定を受けた後、新制度の給付対象施設・事業を利用できることになります。

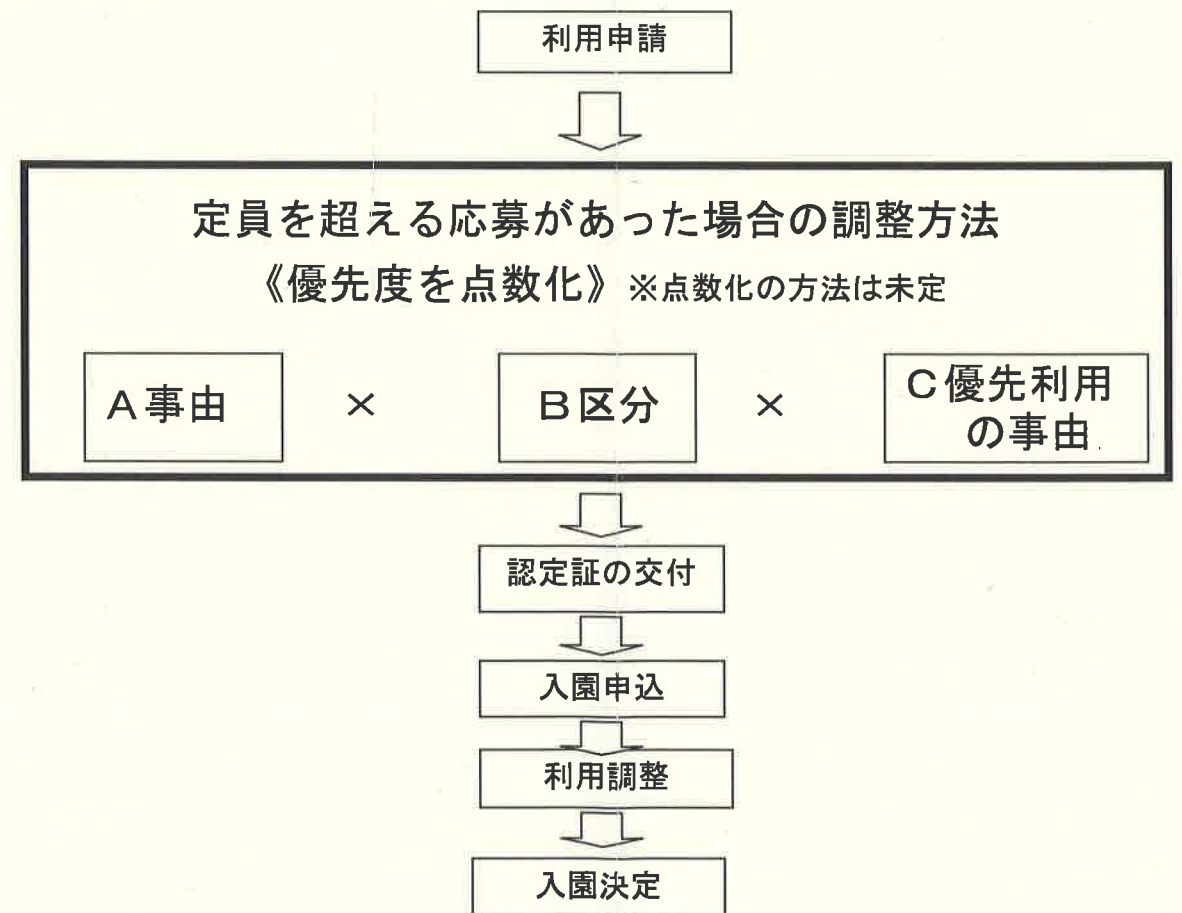


●保育の必要性の認定

| 項目 | 国の基準 | 本市の基準案 | 考え方 |
|--|--|-----------------|-----|
| A 保育認定の事由 | ○ 就労(就労時間の下限は、1月当たり48~64時間の間で市町村が定める) ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応 ・居宅内の労働(自営業、在宅勤務等)を含む | 就労下限時間は月48時間とする | ① |
| | ○ 妊娠、出産 | 国の基準 どおり | |
| | ○ 保護者の疾病、障害 | | |
| | ○ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護 | | |
| | ○ 災害復旧 | | |
| | ○ 求職活動(起業準備を含む) | | |
| | ○ 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む) | | |
| | ○ 虐待やDVのおそれがあること | | |
| ○ 育休取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること | | | |
| ○ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合 | 農業従事者など | ② | |
| B 保育必要量 | ○ 保育標準時間(1日11時間までの利用) 就労時間の下限:1週当たり30時間程度 (両親ともフルタイムで就労する場合又は近い場合を想定したもの) | 国の基準 どおり | |
| | ○ 保育短時間(1日8時間までの利用) (両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合を想定したもの) | | |

| 項目 | 国の基準 | 本市の基準案 | 考え方 |
|---------------|---------------------------------|-------------|-----|
| C 優先利用の事由 | ○ひとり親家庭 | 国の基準 どおり | |
| | ○生活保護 | | |
| | ○生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 | | |
| | ○虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 | | |
| | ○子どもが障害を有する場合 | | |
| | ○育児休業明け | | |
| | ○兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合 | | |
| | ○小規模保育事業などの卒園児童 | | |
| ○その他市町村が定める事由 | 住居地が保育園の所在する学区の場合など | ③ | |

○保育所等の入園までの流れ



保育の必要性の認定に関する基準について[国の基準と異なる基準の考え方]

| No. | 項目 | 基準（内容） | 内容 | 条例への委任 | 本市の基準案 | 理由 | 備考 |
|-----|---------|--|---|----------------------|---|--|--------------------|
| ① | 保育認定の事由 | 【保育標準時間】 1日11時間 【保育短時間】 1日8時間 | 保育短時間の認定に必要な就労下限時間は、月48～64時間の間で市町村が設定すること | 参酌すべき基準及び従うべき基準の区分なし | 就労下限時間は月48時間とする | 就労時間が短い保護者でも保育が利用できるような門戸を広く設定し、国で定める最低基準の就労下限時間の設定とする | |
| ② | 保育認定の事由 | その他、類する状態として市町村が認める場合 | | 参酌すべき基準及び従うべき基準の区分なし | 現在、農業を行っている方についても就労しているとして、保育園へ入園可能としている | | 保育認定の事由として含めるか検討する |
| ③ | 優先利用 | その他市町村が定める事由 | | 参酌すべき基準及び従うべき基準の区分なし | 現在、住居地が保育園の所在する学校区の場合に、入園選考の際、優先する事由としている | | 保育認定の事由として含めるか検討する |